

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 4 月 17 日 (火) 第2795号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日 (毎週火, 金)
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
 - 保安林の指定の解除 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2件) (社会福祉課取扱い) 2
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (3件) (社会福祉課取扱い) 3
 - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 4
 - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 4
 - 計量器の定期検査の実施 (商工政策課取扱い) 4
 - 歳入の徴収事務の委託 (商工政策課取扱い) 5
 - 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更事項の届出 (建築課取扱い) 5
 - 歳入の収納事務の委託 (交通規制課取扱い) 6
 - 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (4件)
 - (鹿児島地域振興局取扱い) 6
 - (南薩地域振興局取扱い) 6
 - 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 7
 - 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 (南薩地域振興局取扱い) 7
 - 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 7
- 公 告**
- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 8
 - 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 9
 - 落札者等の公告 (県立薩南病院取扱い) 9
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第530号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林として指定する。

平成24年 4 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
いちき串木野市上名字屋久10192番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は, 択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第531号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除に係る保安林の所在場所

出水郡長島町浦底字行人平2055番2から2055番4まで・2055番11・鷹巣字行人平1271番2・字杉之段1330番45（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第532号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除に係る保安林の所在場所

出水郡長島町浦底字行人平2055番2・2055番3・鷹巣字行人平1271番2・字杉之段1330番45（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
しげなが歯科医院	薩摩川内市平佐町2426-7	平成22年9月30日

鹿児島県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法

律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	
曾於市社会福祉協議会訪問介護末吉事業所	曾於市末吉町諏訪方8468番地	平成24年3月31日
しげなが歯科医院	薩摩川内市平佐町2426-7	平成22年9月30日

鹿児島県告示第535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定医療機関の名称及び所在地
南九州さくら病院
南九州市知覧町永里2082

- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
名称	知覧保養院	南九州さくら病院	平成24年4月1日

鹿児島県告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地
訪問介護のたかふく
霧島市国分上野原テクノパーク4番30号上野原ビジネスプラザ206号

- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護事業所の名称	ヘルパーステーションきよみず	訪問介護のたかふく	平成23年12月27日

鹿児島県告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地
グループホームわせ
奄美市住用町大字和瀬字里136-2

- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業所の名称	グループホームわだつみ苑	グループホームわせ	平成24年1月27日
居宅介護事業所の所在地	奄美市住用町大字西仲間字前田146-3	奄美市住用町大字和瀬字里136-2	

鹿児島県告示第538号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特定非営利活動法人おおさき無門塾ふれあいの家みうら	曾於郡大崎町益丸1337番地1	特定非営利活動法人おおさき無門塾	曾於郡大崎町益丸1337番地1	久保 克己	平成24年3月31日	訪問介護

鹿児島県告示第539号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特定非営利活動法人おおさき無門塾ふれあいの家みうら	曾於郡大崎町益丸1337番地1	特定非営利活動法人おおさき無門塾	曾於郡大崎町益丸1337番地1	久保 克己	平成24年3月31日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第540号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成24年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成24年6月1日	10:30～15:00	枕崎市	桜山地区公民館
平成24年6月4日	10:30～15:00	枕崎市	枕崎市市民会館
平成24年6月5日	10:30～15:00	枕崎市	立神地区公民館
平成24年6月6日	10:30～14:00	枕崎市	別府地区公民館
平成24年6月7日	10:30～15:00	枕崎市	枕崎市市民会館
平成24年6月8日	10:30～15:00	枕崎市	枕崎市市民会館
平成24年6月11日	10:00～11:30	指宿市	川尻ふれあい交流館
平成24年6月11日	13:00～15:00	指宿市	指宿市開聞農村環境改善センター

平成24年 6 月 12 日	10 : 30 ~ 11 : 30	指宿市	徳光公民館
平成24年 6 月 12 日	13 : 00 ~ 15 : 00	指宿市	成川区民センター
平成24年 6 月 13 日	10 : 30 ~ 12 : 00	指宿市	大山集落センター
平成24年 6 月 13 日	13 : 30 ~ 15 : 00	指宿市	山川文化ホール
平成24年 6 月 14 日	10 : 00 ~ 15 : 00	指宿市	山川文化ホール
平成24年 6 月 18 日	10 : 00 ~ 11 : 30	指宿市	今和泉校区公民館
平成24年 6 月 18 日	13 : 00 ~ 15 : 00	指宿市	池田校区公民館
平成24年 6 月 19 日	10 : 00 ~ 14 : 00	指宿市	指宿校区公民館
平成24年 6 月 20 日	10 : 00 ~ 15 : 00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎
平成24年 6 月 21 日	10 : 00 ~ 15 : 00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎
平成24年 6 月 22 日	10 : 00 ~ 14 : 00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎

- 2 定期検査の対象となる特定計量器
非自動はかり，分銅及びおもり
- 3 指定定期検査機関の名称
一般社団法人鹿児島県計量協会
- 4 その他
特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，平成24年 6 月 1 日から平成25年 2 月 28 日までとする。

鹿児島県告示第541号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により，歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。
平成24年 4 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
鹿児島県産業会館会議室等貸付料
- 2 委託の相手方
鹿児島市名山町 9 番 1 号
鹿児島県産業会館管理組合 事務局長 垂門和美
- 3 委託期間
平成24年 4 月 2 日から平成25年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第542号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の 5 第 2 項の規定により，指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。
平成24年 4 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
一般財団法人日本建築センター 東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地	(1) 東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地 (2) 大阪府中央区南本町一丁目 7 番 15 号	指定構造計算適合性判定機関の住所	東京都千代田区外神田六丁目 1 番 8 号	東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地	平成23年11月 7 日
		構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	東京都千代田区外神田六丁目 1 番 8 号	東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地	

鹿児島県告示第543号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成24年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
パーキング・メーター作動手数料
- 2 委託の相手方
鹿児島市中央町15番2号
株式会社サンプラスワン
- 3 委託期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

鹿児島地域振興局告示第36号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年4月17日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護旭福祉センター	鹿児島市岡之原町986番地	社会福祉法人落穂会	鹿児島市皆与志町2503番地	水流 國大	平成24年3月31日	居宅介護・重度訪問介護

鹿児島地域振興局告示第37号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年4月17日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
吉野学園	鹿児島市吉野町11165番地1	社会福祉法人青鳥会	鹿児島市吉野町11163番地	牧 美輝	平成24年3月31日	居宅介護・重度訪問介護

鹿児島地域振興局告示第38号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年4月17日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
吉野学園	鹿児島市吉野町11165番地1	社会福祉法人青鳥会	鹿児島市吉野町11163番地	牧 美輝	平成24年3月31日	行動援護

南薩地域振興局告示第15号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サ一

ビス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年4月17日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
白藤園	南九州市知覧町東別府6051	社会福祉法人顕真福祉会	南九州市知覧町東別府6051	藤井 顕治	平成24年3月31日	短期入所

南薩地域振興局告示第16号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月17日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
白藤園	南九州市知覧町東別府6051	社会福祉法人顕真福祉会	南九州市知覧町東別府6051	藤井 顕治	平成24年4月1日	短期入所

南薩地域振興局告示第17号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成24年4月17日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

指定障害者支援施設		設置者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
白藤園	南九州市知覧町東別府6051	社会福祉法人顕真福祉会	南九州市知覧町東別府6051	藤井 顕治	平成24年4月1日	生活介護 ・施設入所支援 ・就労移行支援 ・就労継続支援B型

北薩地域振興局告示第23号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月17日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所 紫尾の里	出水市武本5294番地9	社会福祉法人清流苑	出水市武本5294番地9	藤崎 良隆	平成24年4月1日	自立訓練（生活訓練） ・就労継続支援B型

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成24年4月17日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年4月17日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヒマラヤ出水店
出水市今釜町763 外6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
オリックス株式会社 代表執行役 井上亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治
岐阜市江添一丁目1番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年11月15日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,836平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側及び南側 75台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 24台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前9時
イ 閉店時刻 午後9時30分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口1箇所 店舗敷地南側
出入口1箇所 店舗敷地南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後8時まで
- 7 届出年月日

平成24年 3 月 14 日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 4 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(3工区)

薩摩川内市永利町字転石2452番2, 2477番1, 2478番1, 2478番2及び2479番1並びに字白石2480番, 2481番2, 2502番1, 2503番及び2504番3並びに字渡2504番1, 2505番, 2506番, 2507番, 2508番1, 2509番1及び2506番地先里道

- 2 公共施設の種類, 位置及び区域

道路 薩摩川内市永利町字転石2452番2の一部, 2477番1の一部及び2478番2の一部並びに字渡2506番の一部, 2509番1の一部及び2506番地先里道の一部

河川 薩摩川内市永利町字白石2504番3の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

薩摩川内市祁答院町藺牟田2103番地6

株式会社侑征

代表取締役 高江芳恵

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年 4 月 17 日

県立薩南病院長 古川重治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立薩南病院で使用する電気
年間予想使用電力量 1,823,364キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立薩南病院経営課
南さつま市加世田高橋1968番地4号 郵便番号 897-1123
- 3 落札者を決定した日
平成24年 3 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額
30,779,746円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年 2 月 7 日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第45号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年4月17日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R花満開 彩 G L A	株式会社ソフィア	2P0129
ぱちんこ遊技機	C R麻雀物語M9 A Z	株式会社平和	2P0177
ぱちんこ遊技機	C R麻雀物語9 A W	株式会社平和	2P0236
ぱちんこ遊技機	C R大海物語2 M T L	株式会社三洋物産	2P0211
ぱちんこ遊技機	C R A W R W R ・ R R ・ Y	株式会社サンセイアールアンドディ	2P0238
回胴式遊技機	スカイラブ4 A	株式会社S N Kプレイモア	2S0200
回胴式遊技機	餓狼伝説☆双撃C	株式会社S N Kプレイモア	2S0222